

掛川市立城東中学校区小中一貫校基本構想・基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務委託の概要

(1)業務目的

本業務は、「掛川市学校再編計画」に基づき、掛川市立城東中学校区内における土方小学校、佐東小学校、中小学校、城東中学校について、義務教育9年間の系統性・連続性を考慮した小中一貫教育を推進するため、4校を統合した小中一貫校を整備するにあたり、学校建設地の選定、学校施設の規模や必要とされる機能、公共施設との複合化等を検討し、基本構想を策定するものである。

また、基本構想を踏まえて、具体的な課題を解決するための条件を整理するとともに、関係者と調整を行い、施設の利便性や機能性、周辺環境との連携性といった観点から、具体的な施設規模と配置や整備スケジュール、概算事業費を示す基本計画を策定することを目的とする。

(2)委託業務名

掛川市立城東中学校区小中一貫校基本構想・基本計画策定

(3)業務内容

掛川市立城東中学校区小中一貫校基本構想・基本計画策定業務委託 仕様書のとおり

(4)業務期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日（月）まで

2 契約上限額

金12,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1)令和5・6年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格事業者であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)法人格を有している者であること。
- (4)掛川市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (5)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7)掛川市暴力団排除条例（平成24年9月28日掛川市条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 実施方法

(1) スケジュール

項目	日程
①募集開始、実施要領等の配布	令和6年4月22日（月）から市ホームページに掲載
②質問受付	令和6年4月26日（金）17時までに電子メールで提出
③質問回答	令和6年5月2日（木）17時までに市ホームページに掲載
④プロポーザル参加申込書の提出	令和6年5月10日（金）17時まで
⑤企画提案書等の提出	令和6年5月20日（月）17時まで
⑥審査会	令和6年5月22日（水）13時30分から
⑦審査結果の通知	令和6年5月24日（金）
⑧契約締結	令和6年6月上旬予定

各日程は事務の都合により変更する場合がある。

(2) プロポーザル実施要領等の配布

掛川市ホームページにおいて、令和6年4月22日（月）から掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。掛川市役所で配布や郵送は行わない。

(3) 質問の受付

ア 提出方法 質問書（様式3）に記入し、電子メールで提出する。

※電話等口頭による個別の対応は一切行わない。

※電子メール送信後に電話で到着確認をすること。(0537-21-1155学校再編係)

イ 提出期限 令和6年4月26日（金）17時まで

ウ 提出先 掛川市教育委員会 教育政策課 学校再編室 学校再編係

電子メール：gaku-somu@city.kakegawa.shizuoka.jp

(4) 質問への回答

提出された質問事項及び回答内容をすべて取りまとめ、令和6年5月2日（木）17時までに、市ホームページへ質問・回答を掲載する。

(5) プロポーザル参加申込書の提出

ア 提出方法 参加申込書（様式1）に記入し、電子メールで提出する。

※電子メール送信後に電話で到着確認をすること。(0537-21-1155学校再編係)

イ 提出期限 令和6年5月10日（金）17時まで

ウ 提出先 掛川市教育委員会 教育政策課 学校再編室 学校再編係

電子メール：gaku-somu@city.kakegawa.shizuoka.jp

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 提出書類を郵送又は持参で提出する。

イ 提出期限 令和6年5月20日（月）17時まで

ウ 提出先 〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市教育委員会 教育政策課 学校再編室 学校再編係

エ 提出書類 企画提案書 10部（正本1部 副本9部）

※提出後の書類の追加及び修正（差し替え）は一切認めない。

オ 提出書類作成要領

提出書類	記載内容・留意事項等	様式
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の提出は1提案者1件とする。 ・企画提案書には表紙をつけること。 ・企画提案書提出者名（事業者名）を記入のこと。 ・提出書類はA4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズのページを含むことを可能とする。 ・表紙を含め30ページ以内とし、両面印刷の上、ページ番号を記入すること。また、A3サイズのページはA4サイズ2ページと見なす。 	任意様式
業務工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること。 ・業務工程表は企画提案書のページ数に含めない。 	任意様式
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2に提案額を記載し、任意様式の積算内訳書を添付すること。 ・見積書は企画提案書のページ数に含めない。 	様式2

(7) 審査会の開催

ア 開催日時 令和6年5月22日（水）13時30分より

※集合時間等は事業者ごとに別途通知

イ 開催場所 掛川市役所南館（掛川市教育委員会）2階会議室

ウ 実施方法 企画提案書に関するプレゼンテーション方式とする。実施方法については、以下のとおり。

(ア) プレゼンテーションの時間は、1者あたり20分とし、提案者は2名以内とする。

(イ) プレゼンテーションの実施終了後、10分の質疑応答時間を設ける。

(ウ) プレゼンテーション会場への提案者入場は、3名以内とする。

(エ) パワーポイント等を使用する場合は、大型ディスプレイ（50インチ）、HDMIケーブル、延長コードは市が用意する。パソコン及びその他必要な関連機器は提案者が用意すること。

(オ) プレゼンテーションの順番は、本市が提案書を受理した順で実施する。

(8) 審査会評価方法及び基準

ア 評価方法

(ア) 提出された企画提案書の内容を基に、城東中学校区小中一貫校基本構想・基本計画策定業務委託プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、提案者の得点を算出する。評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。

(イ) 受託候補者は全審査員が50点以上の評価をしていることを条件とする。

(ウ) 最高得点者が2者以上となった場合、審査会の協議により受託候補者を決定する。

(エ) 候補者が1者のみでも、審査会（プレゼンテーション方式）の実施を経て、受託候補者の選定を行うものとする。

イ 評価基準

審査項目		審査基準	配点
①業務の実績		・過去5年間において、地方公共団体が発注する同種業務（基本構想、基本計画、設計業務のいずれか）を受注した実績があるか。	10点
②業務実施体制		・打合せや問合せに的確かつ迅速に対応でき、円滑な業務を遂行できる体制が組まれているか。 ・資格保有者が含まれるなどの人員確保がされており、安定的な運営が具体的に示されているか。 ・個人情報保護体制を含む情報管理体制、緊急時の連絡体制が十分に組まれているか。	10点
③状況の把握と事業への理解		・本市の現状等を的確に把握し、現状と課題を踏まえた専門的な見地からの提案であるか。	10点
④企画力	I 総括	・全体的に効果的で有益な提案がなされているか。	10点
	II 市民意見の反映	・市民の意見を聴取して新たな学校づくりに反映させる効果的な手法が提案されているか。	10点
	III 小中一体校の整備について	・小中一体校の特性を生かした他学年との交流や活動が可能な学校づくりについての有益な提案がされているか。	10点
	IV 複合型の学校整備について	・複合型の施設を整備する上での課題点やそれに対応するための対応策、有効活用が図られるような有益な提案がされているか。	10点
	V 独自提案	・仕様書には記載されていない、事業者独自の有益な提案がされているか。	10点
⑤業務工程		・全体の実施スケジュールが具体的で、業務委託期間内に適切に組み込まれているか。	10点
⑥価格点		・業務委託料の参考見積金額	10点
合計			100点

(9) 審査会選定結果の通知

審査結果については、提案者に対し、令和6年5月24日（金）に電子メールにより通知する。

審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(10) 契約締結

審査会により受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結するための見積書を徴して契約を締結する。協議が不調の時は、審査会により順位付けられた上位の者

から順に契約締結の協議を行う。契約締結日は、令和6年6月上旬を予定しており、契約保証金については免除するものとする。

5 その他

(1) 開示請求

契約を締結する提案者が提出した企画提案書等一式は、掛川市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

(2) 企画提案書の無効

参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(3) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

掛川市は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

6 書類の提出先及び問合せ先

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市教育委員会 教育政策課 学校再編室 学校再編係

電話番号：0537-21-1155 F A X 番号：0537-21-1222

電子メール：gaku-somu@city.kakegawa.shizuoka.jp